亜細亜大学	司書	七月二十五日～九月十六日	百二十名	四月一日～五月十四日	作文及び書類審査	東京都武蔵野市境五の二四の一〇 亜細亜大学　二号館 電話〇四二二（三六）三二三六
明治大学	司書	七月十九日～九月十七日	百名	四月一日～五月十日	作文及び書類審査	東京都千代田区神田駿河台一の一 明治大学駿河台キャンパス 電話〇三（三二九六）四四二三
	司書（メディア）	六月二十五日～三月六日	八十名			
鶴見大学	司書	七月十三日～九月十七日	百二十名	四月一日～五月三十日	作文及び書類審査	神奈川県横浜市鶴見区鶴見二の一の三 鶴見大学 電話〇四五（五七四）八六二一
	司書補	七月十三日～九月十七日	五十名			
中部学院大学	司書	七月七日～九月八日	四十名	四月十五日～六月二十二日	作文及び書類審査	岐阜県関市桐ヶ丘二の一 中部学院大学関キャンパス 電話〇五七五（二四）九四六〇
愛知学院大学	司書	七月十一日～九月二十三日	二百名	四月四日～五月十二日	作文及び書類審査	愛知県日進市岩崎町阿良池一二 愛知学院大学日進キャンパス 電話〇五六一（七三）一一一一
	司書補	七月十一日～八月二十三日	五十名			
桃山学院大学	司書	七月一日～九月三十日	百五十名	五月十六日～六月十日	作文及び書類審査	大阪府和泉市まなび野一の一 桃山学院大学和泉キャンパス 電話〇七二五（五四）三一三一
別府大学	司書	八月八日～十月七日	百四十名	四月十一日～六月六日	書類審査	大分県別府市大字北石垣八二 別府大学校舎 電話〇九七七（六六）九六三五
	司書補	八月五日～九月十日	三十五名			

備考　受講の申込手続は、各大学において行う。詳細は、各大学へ直接問い合わせること。

○文部科学省告示第五十九号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

文部科学大臣　馳　浩

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二同志社国際学院国際部の項中「第三学年及び第四学年」を「第二学年から第四学年まで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年八月一日から適用する。

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として豊田市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月二十八日

文化庁長官　青柳　正規

名称	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧鈴木家住宅（愛知県豊田市足助町）	平成二十五年八月七日文部科学省告示第百二十九号	鈴木　郁男	愛知県知立市昭和一丁目一三番地六	愛知県豊田市足助町本町二〇番二一番、山王六番、七番、八番
宅地及び畑 三、二四六・四四平方メートル				

○厚生労働省告示第九十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第百六十二号を第百六十八号とし、第七十五号から第百六十一号までを六号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十　N－〔（二－〔（ジメチルアミノ）エチル〕（メチル）アミノ）－四－メトキシ－五－〔（四－（一－メチル－一H－インドール－三－イル）ピリミジン－二－イル〕アミノ〕フエニル）プロパ－二－エンアミド（別名オシメルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

第七十三号を第七十八号とし、第六十号から第七十二号までを五号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四　N－（三－〔三－シクロプロピル－五－〔（二－フルオロ－四－ヨードフエニル）アミノ〕－六・八－ジメチル－二・四・七－トリオキソ－三・四・六・七－テトラヒドロピリド〔四・三－d〕ピリミジン－一（二H）－イル〕フエニル）アセトアミド（別名トラメチニブ）及びその製剤

第五十八号を第六十二号とし、第四十八号から第五十七号までを四号ずつ繰り下げ、第四十七号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一　五－クロロ－N^{2}－〔五－メチル－四－（ピペリジン－四－イル）－二－〔プロパン－二－イル〕オキシ〕フエニル〕－N^{4}－〔二－（プロパン－二－イルスルホニル）フエニル〕ピリミジン－二・四－ジアミン（別名セリチニブ）及びその製剤

第四十六号を第四十九号とし、第三十一号から第四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　塩化ラジウム（^{223}Ra）及びその製剤